

# 診療等諸費用説明書

## 概説

標準的費用は以下の通りです。

	医療保険部分	介護保険部分	合計
施設入所者 *	1632円※	522円	2154円※
その他 **	5926円※	590円	6516円※

\* 負担1割、同一施設入居者10名以上、月2回診療、包括的支援加算算定の場合

\*\* 負担1割、同一施設入居者1名、月2回診療、包括的支援加算算定の場合

※ 上記費用に加え、必要に応じて行いました診療（例：体調悪化時の往診、各種検査、文書作成等）の費用が発生いたします。

請求書・領収書・明細書は、事前にお伺いする送付先あるいはご家族様に送付いたします。

## 詳説

当院が患者様からいただく費用は、大きくは介護保険関係と医療保険関係に分かれます。費用は点数表記されており、実際にかかる費用に換算すると、例えば1割負担の方で1点につき1円、2割負担の方で1点につき2円の負担が生じることとなります。

## 介護保険

介護保険関係の費用は、介護保険の適用でない方には発生しません。

適用である方には、当院が介護事業者との連携をいたしますので、その際に費用（居宅療養管理指導料あるいは介護予防居宅療養管理指導料）が必ず発生いたします。1回の指導（往診あるいは訪問診療のたびに指導を行います）あたり、施設に入居されている方は261点（当院が同施設で10名以上を診療している場合）あるいは285点（当院が同施設で2~9名を診療している場合）、在宅あるいは1名のみの方の施設入居の方は295点と定められています。この費用は、月に2回までの算定が認められております。以上により、例えば施設ご入居で介護保険1割負担の方の場合は、月に522円の費用が発生します。

## 医療保険

診療報酬点数表に基づいて費用の計算を行います。発生する可能性のある費用は以下のようになります。以降、それぞれ代表的な例を挙げながら説明いたします。

- 定期的な訪問診療を受けた費用
- 臨時往診や電話対応などを受けた場合の費用
- 処置や臨時対応・療養指導を受けた場合の費用
- 自費の費用
- その他

## 定期的な訪問診療の費用

### 訪問診療料

定期的な訪問診療の際に発生する費用です。入居形態に応じて、以下の費用が発生します。

- 同一施設入居者以外：888点
- 同一施設入居者：213点

### 医学総合管理料

定期的な訪問診療を行い、患者様の体調を管理する際に発生する費用です。

入居形態、当院が同じ建物で何名の患者様を診療しているか、月に何回訪問診療を行うか、患者様の重症度に応じて、以下の費用が発生します。

医学総合管理料	在宅時			施設入居時		
	1人	2～9人	10人～	1人	2～9人	10人～
単一建物診療患者						
重症患者（月2回以上訪問）	4,900	3,930	2,475	3,525	2,810	2,456
月2回以上の訪問診療	4,000	2,150	1,075	2,825	1,510	1,056
月1回の訪問診療	2,600	1,430	755	1,865	1,030	736

また、患者様の状態に応じて包括的支援加算 150点をさらに算定します。

## 臨時往診や対応などを受けた場合の費用

往診料：720点、初診料：288点、再診料：73点

初回のみ、初診料が発生いたします。初回以降、定期的な訪問診療以外の時に診療をした際には、再診料が発生します。それぞれ時間外等の加算が生じることがあります。

訪問看護指示料：300点

患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が、診療に基づき指定訪問看護事業者からの指定訪問看護の必要を認め、患者の同意を得て当該患者の選定する訪問看護ステーション等に対して、訪問看護指示書を交付した場合に発生します。

## 処置や療養指導を受けた場合の費用

検査料、注射・点滴・処置、画像診断料

それぞれ所定の費用がかかります。

## 在宅指導管理料

多数の項目が算定可能です。くわしくは 診療報酬点数 医科 > 第2章 特掲診療料 > 第2部 在宅医療 > 第2節 在宅療養指導管理料 を参照ください。以下に頻度の高いものを例示いたします。

- C101 在宅自己注射指導管理料 750点
- C104 在宅中心静脈栄養指導管理料 3000点
- C106 在宅自己導尿指導管理料 1800点
- C108 在宅悪性腫瘍患者指導管理料 1500点
- C109 在宅寝たきり患者処置指導管理料 1050点
- C112 在宅気管切開患者指導管理料 900点
- C114 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料 1000点

## 自費の費用

### 交通費

診療報酬上、「往診に要した交通費は、患家の負担とする」「訪問診療に要した交通費は、患家の負担とする」との定めがございますが、当院は現時点では徴収しておりません。

### 文書料（法令に基づき無料で交付すべきものを除く）

当院では以下のように文書料を定めております。

- 診断書料 1通につき 3,300円
- 死亡診断書(死体検案書)料 1通につき 3,300円
- 特殊診断書料 1通につき 6,600円
- 証明書料 1通につき 2,200円
- 特殊証明書料 1通につき 4,400円

### 材料費

所定の費用がかかります。

### その他

その他、診療報酬に定められた費用が発生することがあります。

より詳しい説明については、厚生労働省の診療報酬についてのwebページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411.html>)などをご参照ください。

以上、よろしくお願いたします。

ご不明な点がございましたら、当院まで気軽にお問い合わせください。